第九条　第十二章（ビジネス関係者の一時的な入国）に関連する規定

１　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十二章（ビジネス関係者の一時的な入国）の規定の適用上、締約国は、次のことを認識する。

(a)　同章の規定に基づく英国を除く締約国の義務及び約束は、英国のビジネス関係者（居住する場所のいかんを問わず、また、英国が国際関係について責任を有する領域に居住する英国のビジネス関係者を含む。）について適用すること。

(b)　ＣＰＴＰＰが適用される地理的範囲は、第二条（第一章（冒頭の規定及び一般的定義）に関連する規定）６及び７の規定に従い、ビジネス関係者の一時的な入国について、英国が国際関係について責任を有する領域に拡大することができること。

２　英国は、ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十二・六条（情報の提供）の規定を適用するほか、次の領域への締約国のビジネス関係者の一時的な入国に影響を及ぼす出入国管理に関する措置の改正又は新たな出入国管理に関する措置の採用について、速やかに他の締約国に通報する。

(a)　ガーンジー代官管轄区

(b)　ジャージー代官管轄区

(c)　マン島

英国のビジネス関係者の一時的な入国に関する締約国別の補足的な約束

３　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十二・四条（一時的な入国の許可）の規定の適用上、締約国は、この議定書の附属書Ｂ（英国のビジネス関係者の一時的な入国に関する締約国別の補足的な約束）において英国に対する補足的な約束を記載することができる。

第十条　第十五章（政府調達）に関連する規定

ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十五章（政府調達）の規定の適用上、締約国は、この議定書の附属書Ｃ（附属書十五―Ａ（政府調達）に関する英国についての締約国別の追加の情報）において、附属書十五―Ａの自国の表の規定に関連する英国についての追加の情報を特定することができる。

第十一条　第十七章（国有企業及び指定独占企業）に関連する規定

第十七・九条（締約国別の附属書）２及び附属書十七―Ｄ（地方の国有企業及び指定独占企業についての適用）

１　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第十七・九条（締約国別の附属書）２及び附属書十七―Ｄ（地方の国有企業及び指定独占企業についての適用）の規定の適用上、次に掲げる規定における義務は、地方政府が所有し、又は支配している国有企業及び地方政府が指定する指定独占企業については、適用しない。

英国については、

(a)　第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）１(a)及び(b)

(b)　第十七・四条（無差別待遇及び商業的考慮）２

(c)　英国の領域内の対象投資財産が生産し、及び販売する同種の物品と競争を行う物品の生産及び販売については、第十七・六条（非商業的な援助）１(a)及び２(a)

(d)　第十七・六条（非商業的な援助）１(b)及び(c)並びに２(b)及び(c)

(e)　第十七・十条（透明性）１

地方政府

２　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ附属書十七―Ｄ（地方の国有企業及び指定独占企業についての適用）の注の規定は、英国については、適用しない。１の規定の適用上、「地方政府」とは、英国については、英国の地方政府及び北アイルランド、スコットランド又はウェールズ（イングランド、北アイルランド、スコットランド又はウェールズについて行動する場合のグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府を含まない。）をいう。

第十二条　第二十章（環境）に関連する規定

１　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二十・一条（定義）の規定の適用上、「法律又は規則」とは、英国については、法律又は規則、枢密院令又は中央政府若しくは地域政府の法律に基づいて定める命令及びこの議定書の第二条（第一章（冒頭の規定及び一般的定義）に関連する規定）２から９までの規定に従ってＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二十章（環境）の規定を適用する領域における同様の類型の法規をいう。

２　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二十・五条（オゾン層の保護）１及び附属書二十―Ａの規定の適用上、英国は、モントリオール議定書に基づく英国の義務を履行するための二千十九年のオゾン破壊物質及びふっ化温室効果ガスに係る規則（改正等）（欧州連合離脱）及び二千二十年のオゾン破壊物質及びふっ化温室効果ガスに係る規則（改正等）（欧州連合離脱）によって改正された規則（ＥＣ）第一〇〇五・二〇〇九号（グレートブリテンにおいては保持された欧州連合の法令として適用され、及び北アイルランドにおいては直接適用される。）及び規則（ＥＵ）第五一七・二〇一四号（グレートブリテンにおいては保持された欧州連合の法令として適用され、及び北アイルランドにおいては直接適用される。）又はこれらの規則と同等以上の水準の環境の保護について定めるその後の措置を維持している場合には、同条１の規定を遵守しているものとみなされる。

３　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二十・六条（船舶による汚染からの海洋環境の保護）１及び附属書二十―Ｂの規定の適用上、英国は、商船法（千九百九十五年）（同法に基づいて定める規則を含む。）又は同法と同等以上の水準の環境の保護について定めるその後の措置を維持している場合には、これらの措置がＭＡＲＰＯＬに基づく英国の義務を履行する限りにおいて、同条１の規定を遵守しているものとみなされる。

第十三条　第二十六章（透明性及び腐敗行為の防止）に関連する規定

中央政府

１　ＣＰＴＰＰに組み込まれたＴＰＰ第二十六・二条（公表）４及び５の規定の適用上、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府が提案し、又は採用する一般に適用される規則は、中央政府が提案し、又は採用する一般に適用される規則とみなす。第一文の規定は、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府がイングランド、北アイルランド、スコットランド又はウェールズについて行動する場合を含む。